

学校法人東亜大学学園 役員報酬等支給規程

令和元年9月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東亜大学学園寄附行為第37条に基づき、役員報酬等支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 役員報酬とは役務に対する給与であって、旅費規程に基づき実費として支給される旅費は含まないものとする。

(3) 役員には退職金を支給する。

(報酬)

第3条 役員には、次のとおり報酬を支給するものとする。

1. 役員報酬は、月額150,000円以下とする。

2. 役員が東亜大学職員を兼ねる場合は、役員としての報酬は支給しない。

(退職金の支給)

第4条 (1) 退職金は、支給の事由の生じた日から1カ月以内に、役員本人に支給する。ただし、死亡による退職の場合には、その遺族に支給する。

(2) 退職金の支払は、支払日に役員(死亡による退職の場合はその遺族)が指定した金融機関の口座に全額振り込むものとする。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次のとおりとする。ただし、特段の理由がある場合には、理事会の承認を経て支給額を変更することができる。

就任期間：1期4年 40,000円。

2期以上 1期につき、40,000円。ただし、240,000円を上限とする。

(退職金の支給制限)

第6条 (1) 退職金は、寄附行為第10条第1項の規定により解任された場合には支給しない。

(2) 前項の規定にかかわらず、寄附行為第10号第2項第2号の規定による場合には、理事会の承認を経て支給することができる。

(遺族の範囲および順位)

第7条 第4条に規定する遺族の範囲および退職金を受ける順位を、次の各号に掲げるとおりとする。

1 配偶者(婚姻届を出していないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係にあった者を含む。)

2 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

3 前号に掲げる者以外の親族で、本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

4 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、第2号に該当しない者。

(在職期間の算定)

第8条 (1) 退職金算定の基礎となる在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

(2) 前項の在職期間のうち、心身の故障その他の理由により現実に職務に従事を要しない期間があったときは、その月数の2分の1に相当する月数を除した月数とする。

(3) 第1項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、自己都合で退職する場合にあって、その在職期間が6カ月以上1年未満のとき、ならびに公務外傷病死亡および公務上傷病死亡により退職する場合にあって、その在職期間が1年未満のときは、それぞれ1年とする。

(退職金の支払いの差止め)

第9条 役員が刑事事件に関し起訴され、その判決確定前に退職をした場合には、退職金の支払いについて、差し止めることができる。

(退職金の返納)

第10条 退職した役員に対し退職金を支給した後において、当該役員が在職期間中に役員たるにふさわしくない行為があったと理事会の議決により認められたときは、その支給した退職金を返納させることができる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則) この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は評議委員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。